

2009年2月12日  
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による事業の推進に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2009年1月30日付けで諮問（第368号）された母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による事業の推進に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

本市では、母子保健法に基づき、訪問指導事業を実施している。この事業は、妊産婦等からの申し出に基づき、妊産婦及び新生児の健康を守るため、保健師・助産師・看護師等による訪問指導事業を実施するものである。

平成21年度より、児童福祉法に基づき、市町村が「こんにちは赤ちゃん事業（生後4ヶ月までの全戸訪問事業）」を実施することとなる。本事業は、訪問により、育児に関する悩みを聞くとともに子育て支援に関する情報提供を行い、養育環境を把握することを目的としており、市町村に、早期訪問が求められている。

そこで、訪問対象者の把握を速やかに行うため、保健所・保健センター業務

情報システムの個人情報の目的外利用，本人通知の省略及びコンピュータ処理を行うことについて，諮問するものである。

なお，保健所・保健センター業務情報システムについては2005年10月17日付け答申第153号にて承認を得ている。

(2) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行うことの必要性と及びその効果

平成18年4月からの保健所政令市移行後，保健所および保健センターでは保健所・保健センター業務情報システムを利用し，業務の効率化・情報の整理，統計業務を実施している。

既存の保健所・保健センター業務情報システムでから対象者を抽出することができ，業務の効率化を図るためにシステムを利用するものである。

イ 利用する業務システム

既存の保健所・保健センター業務情報システム

ウ コンピュータ処理をする内容

この事業に際し利用する情報は次のとおりである。

国保宛名情報

氏名・生年月日・性別・住所・続柄・住民となった日・住民でなくなった日・異動コード・住所を定めた日・転出先住所

エ 安全対策について

システムの安全対策については，既に承認を受けている答申153号と内容に変更はない。

施設対応について，保健所に情報管理室を設置，IDカード及びパスワードによる入退室管理を行い，サーバー等機器および保存データ類の安全管理を図っている。

保健所・保健センター業務情報システムは非公開ネットワークとして構築し情報化ネットワークと切り離し外部との接続は行わない。また，通信回線上のデータは暗号化される。

技術的対策として，IDコード・パスワードの設定，指紋による認証を行い，各課業務担当者毎の業務権限設定を行っている。

人的対策や運用体制等については藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し，情報セキュリティ実施手順書及び藤沢市保健所・保健センター業務情報システム運用管理要綱等を整備，安全対策を企画・運用する組織を作り，システム管理者及びシステム担当者等への研修を行っている。

「こんにちは赤ちゃん事業」の実施にあたっては，システムを利用する藤沢市保健師，委嘱された非常勤職員それぞれに指紋による認証を行っており，非常勤職員については業務権限設定を行う。また，操作記録を保存すること

で不正使用等の防止をする。

(3) 実施時期

2009年4月1日実施予定

(4) 提出資料

- ア こんにちは赤ちゃん事業ガイドライン（素案）
- イ 官報（号外第265号）写し
- ウ 藤沢市こんにちは赤ちゃん事業 実施要綱（案）
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理の必要性について

平成18年4月からの保健所政令市移行後、保健所および保健センターでは保健所・保健センター業務情報システムを利用し、業務の効率化・情報の整理、統計業務を実施している。

既存の保健所・保健センター業務情報システムから対象者を抽出することができ、業務の効率化を図るためにシステムを利用するものである。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

システムの安全対策については、既に承認を受けている答申153号と内容に変更はない。

施設対応について、保健所に情報管理室を設置、IDカード及びパスワードによる入退室管理を行い、サーバー等機器および保存データ類の安全管理を図っている。

保健所・保健センター業務情報システムは非公開ネットワークとして構築し情報化ネットワークと切り離し外部との接続は行わない。また、通信回線上のデータは暗号化される。

技術的対策として、IDコード・パスワードの設定、指紋による認証を行い、各課業務担当者毎の業務権限設定を行っている。

人的対策や運用体制等については藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ実施手順書及び藤沢市保健所・保健センター業務情報システム運用管理要綱等を整備、安全対策を企画・運用する組織を作り、シ

システム管理者及びシステム担当者等への研修を行っている。

「こんにちは赤ちゃん事業」の実施にあたっては、システムを利用する藤沢市保健師、委嘱された非常勤職員それぞれに指紋による認証を行っており、非常勤職員については業務権限設定を行う。また、操作記録を保存することで不正使用等の防止をする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(2) 意見

今回諮問されている内容ではないが、個人情報取扱事務届出書中の「従事者名簿」については、どの業務に関するの従事者名簿であるのかわかるように、業務名を明記する形で整理するべきである。

以 上